

北九州市上下水道局公告第99号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

令和6年6月10日

北九州市上下水道局長 持山泰生

1 業務概要

- (1) 業務名 北九州市水道料金等徴収業務
- (2) 業務内容 水道料金等の徴収に係る検針及び調定業務、収納及び未納整理業務、開閉栓業務、窓口業務、電話受付業務等
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

2 参加資格

参加申込書の提出期間の末日時点において、次の各号のいずれにも該当する者であること。

なお、共同企業体による参加の場合は、第1号から第3号まで及び第8号については共同企業体を構成する事業者（以下「構成員」という。）の全員が、第4号から第7号までについては構成員のいずれかが、第9号については共同企業体が満たさなければならないものとし、かつ、構成員は第4号から第7号までのいずれかを満たさなければならないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 北九州市内に本社、本店又は本部を有し、かつ、その設置から1年以上を経過していること。
- (5) 日本国において、令和6年4月1日現在で2年間以上、水道のメーター検針業務を適正に履行した実績があり、かつ、一つの事業体と契約した受託区域の人口が20万人以上であること。
- (6) 日本国において、令和6年4月1日現在で2年間以上、水道の未納整理業務を適正に履行した実績があり、かつ、一つの事業体と契約した受託区域の人口が20万人以上であること。
- (7) 日本国において、令和6年4月1日現在で2年間以上、水道の電

話受付業務を履行し、かつ、一つの事業体と契約した受託区域の人口が20万人以上であること。

(8) 共同企業体による参加の場合、第5号又は第6号を満たす構成員が代表者となり、かつ、全ての構成員からそれぞれ3名以上の常時雇用関係にある社員を配置することができる。

(9) 前項の業務の実施に必要な人数の社員を配置し、かつ、常時雇用関係にある社員を業務責任者として配置することができる。

3 受託候補事業者を選定するための評価基準

- (1) 会社内容
- (2) 経営方針
- (3) 業務体制等
- (4) 業務履行方法
- (5) 個人情報保護等
- (6) その他の業務提案
- (7) 意欲、信頼性等（ヒアリング等による評価）
- (8) 提案見積金額

4 契約の交渉等

前項の評価基準により決定した受託候補事業者と、第1項の業務の委託契約締結の交渉を行う。ただし、交渉の結果委託契約締結に至らなかった場合、上下水道局は、この契約を締結しないことによる補償は、行わない。

5 応募手続

(1) 担当部局

北九州市上下水道局総務経営部営業課

北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3623

(2) 説明書（プロポーザル実施説明書及び業務委託仕様書）の交付方法及び交付期間

ア 交付方法 北九州市上下水道局のホームページからダウンロードするものとする。

イ 交付期間 令和6年6月11日から同年7月12日まで

(3) 参加申込書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号の担当部局

イ 提出期間 令和6年6月24日から同7月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期間内

に必着のこと。)

6 応募後の手続

- (1) 参加申込書等受領後に、参加資格の審査を行い、審査結果を通知する。
- (2) プロポーザル実施に係る説明会の日時及び場所 令和6年7月下旬
(詳細は、前項第2号のプロポーザル実施説明書に記載する。)
- (3) 業務提案書の提出場所、提出期間及び提出方法
 - ア 提出場所 前項第1号の担当部局
 - イ 提出期限 令和6年9月上旬 (詳細は、前項第2号のプロポーザル実施説明書に記載する。)
 - ウ 提出方法 持参又は郵送 (配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 第5項第1号の担当部局
- (4) 詳細は、説明書による。